平成２１年（フ）第６００号
大阪府貝塚市小瀬１丁目31番３―103号、前住所大阪府貝塚市永吉19番地の11
債務者　和田　　進
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６０４号
大阪府泉南市岡田７丁目1690番地２棟603号、前住所大阪府泉南市樽井６丁目11番２―202号
債務者　酒巻ふみ子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６０７号
大阪府和泉市富秋町２丁目24番23号、前住所大阪府泉大津市東助松町４丁目７番２号サクセス浜田101号
債務者　渡部　　良
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
大阪府岸和田市南上町２丁目26番21―102号
債務者　半田　恭子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６１５号
大阪府和泉市唐国町３丁目16番45号
債務者　脇坂　章二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第６２３号
大阪府泉大津市池浦町１丁目14番10号
債務者　川西　克子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
香川県高松市田村町596番地１市住１―82、住民票上住所香川県高松市田村町596番地１市住１―83
債務者　佐野　大吾
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２７８号
香川県高松市西宝町１丁目７番14―103号
債務者　眞鍋　和美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３７号
福岡県柳川市大和町徳益324番地３
債務者　仁田野晋一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
長崎県長崎市本原町４番17号　山上ビル301号
債務者　尾野上昭則
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
長崎県長崎市茂木町1590番地、旧住所長崎県長崎市本河内３丁目９番12―203号
債務者　香島　久美（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
長崎県長崎市上戸町１丁目１番28号
債務者　桑原　太郎
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６１号
長崎県西海市西彼町下岳郷2336番地
債務者　山口　貴紀
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
長崎県長崎市大手２丁目１番20号、旧住所長崎県佐世保市谷郷町７番25号
債務者　山本　好惠
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
長崎県長崎市中小島１丁目２番20号　石垣コーポ１―101号、旧住所長崎県佐世保市権常寺町1465番地５
債務者　兼子　秀久
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
宮城県石巻市日和が丘２丁目12番11号
債務者　勝又　勝洋
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
宮城県石巻市緑町２丁目４番地10
債務者　金子　利雄
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係